

ネットショッピング代金を返金するときの「〇〇ペイで返金します」に注意！



ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに、「返金」してもらはずが逆に「送金」してしまっていた、という新手の手口に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

相談事例

- 美容機器をインターネット通販で注文し、外国人の個人名義の口座に銀行振込で代金を支払ったところ、商品到着予定日を過ぎても商品が届かなかった。業者に問い合わせても連絡をとることができなかったが、ある日、外国人から「商品が準備できないので返金する」と電話があり、メッセージアプリの友達登録を求められた。理由を尋ねると「〇〇ペイでしか返金できないから」と言われた。
- アクセサリーをインターネット通販で購入し、銀行振込で代金を支払った。しかし、振込を終えたあと「在庫がないので注文をキャンセルする」というメールが届いた。「払い戻しは〇〇ペイで行う」とのこと、メッセージアプリの友達登録を求められ、応じた。メッセージアプリにより指示をされるがまま操作していると、相手から「失敗している」と言われ、同様の操作を繰り返した。その結果、払い戻しはされておらず、逆に約30万円を送金してしまっていた。



注意

- 相手方は「ネットショッピングで注文した商品の在庫がない」とのこと、返金する旨を案内してきます。
- 購入時に決済アプリを使用していないにもかかわらず、返金に決済アプリを用いるという案内は、極めて不自然です。
- 返金の案内はメッセージアプリによるもので、そのままスマートフォンを用いて決済アプリを操作するという流れがみられます。
- 操作を何回も繰り返させ、結果として多額の送金をしてしまうといった事例がみられます。

ポイント

- 「〇〇ペイで返金します」と言われたら**詐欺**を疑ってください。相手の指示に従ってスマートフォン等の操作をすることはしないようにしましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)